

社会福祉 あきた

NO.
323
2012.9.1



秋田県社会福祉協議会の前身である
秋田県社会福祉事業連合会設立当初
の事務所
(昭和25年春・現在の秋田キャスルホテル付近)



上：第1回秋田県社会事業大会
(現・社会福祉大会)に列席
された林副総理、徳川同胞
援護会長その他

下：第1回秋田県社会事業大会
の様子

P2 秋田県社会福祉協議会
60年のあゆみと明日への期待

特集

P6 障害者虐待防止法の施行と
秋田県における虐待防止体制について



ふれあいネットワーク

P10 皆様の善意

P12 赤い羽根共同募金が始まります

社会福祉 法人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

秋田県社会福祉協議会設立60周年記念特集

秋田県社会福祉協議会60年のあゆみと明日への期待

秋田県社会福祉協議会が今年で設立60周年を迎えたことを記念して、福祉関係者の皆様から本会のこれまでのあゆみと、今後に期待することを綴っていただきました。

「秋田の地域福祉の発展を期待して」



会長 太田 春海

秋田県民生児童委員協議会

秋田県社会福祉協議会設立60周年誠にありがとうございます。

秋田県社会福祉協議会は昭和27年5月より、本県の民間社会福祉事業の推進に取り組み、市町村社会福祉協議会はもとより本会をはじめとする福祉団体・社会福祉施設の支援・育成を通じ、地域住民の生活を支えてきました。

昭和55年には支援を必要とする方々が地域で安心して生活できるよう、住民参加による日常生活支援である「小地域ネットワーク活動」、平成17年にはこの活動を基盤に、地域住民を福祉の主体として取り組む「地域福祉トータルケア推進事業」をスタートさせました。

昨今の複雑・多様化する生活福祉課題へ対応し、地域福祉の推進に貢献しておられる、貴会の活動

に敬意を表するものであります。社協と民生委員は車の両輪に例えられますように大変密接に関係しながら、活動に取り組んでおります。今後とも本会への御支援・御協力をお願い申し上げますと共に、地域福祉の更なる充実・発展を目指した、より積極的な貴会の活動の展開を期待しております。

「更なる指導性を期待する」



会長 田沼 昭男

秋田県社会福祉施設経営者協議会

秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」）が、これまで住民参加による、安全・安心なまちづくり等の推進役となり、指導的役割を果たしている今日、設立60周年を迎えたことに對し、関係各位の御尽力に深く敬意を表します。また、昭和58年8月に設立した、当経営者協議会に対する多くの御指導にも感謝を申し上げます。

国は社会保障と税の一体改革関

連法に基づき、「社会保障制度改革国民会議」で年金や医療の抜本的な改革を協議する予定としています。

しかしながら、制度改革の進展の度合いに関わらず高齢、障害、児童、保育等の各分野における諸課題の解決に向けた取り組みの必要性に変化はなく、むしろ増大しつつあります。また福祉分野に対する多様な事業主体の参入は進み、社会福祉法人の高い公益性が強く求められています。こうした状況を踏まえ、各社会福祉法人・施設は経営基盤を安定化するため取り組みを強化していくことが一層求められております。

県社協におかれては、これから本県の重要課題である少子高齢化、過疎化と核家族化の進行等に伴う生活福祉課題の解決に向けて、各関係機関、団体等と幅広く連携・協働し、地域福祉の向上のため、さらなる御発展と御活躍を心から御祈念いたします。



「地域福祉推進の中核 としての役割発揮を」



秋田県市町村社会福祉協議会
連絡協議会
会長 本間 達雄

このたびは、秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」）設立60周年を迎えたことに對し、心よりお祝い申し上げます。

市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」）を取り巻く状況は、少子高齢化の進行や経済状況の悪化、介護保険制度の改正など、目まぐるしく変わってきております。

平成17年度の平成の大合併により、市町村数は69から25市町村へと減り、これまで行われてきたきめ細やかな地域福祉活動の実践の継続が大きな課題となりました。こうした状況の中で、県社協からは、合併協議が円滑に進むよう、また、これまで取り組んできた地域福祉活動を旧市町村域でも展開できるよう支援いただきました。

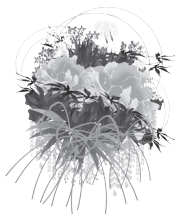
また、同じ年にスタートした「地

域福祉トータルケア推進事業」は、市町村合併後の地域福祉の推進やこれまでの課題と成果を踏まえた新たな地域福祉の構築という意味で、まさしく時宜を得た取り組みであったと思います。

さらに、昨年発生した東日本大震災では、貴会の活動計画にもある町内会・小地域レベルでの日常的な地域のつながりや、要援護者である高齢者や障がい者が安全に避難できる仕組みづくりの構築が大切であると改めて認識しました。

市町村社協としても、住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民や関係機関と連携しながら多様な生活福祉課題に対応していきたいと思っておりますので、引き続き県社協の御指導と御支援を切に願います。

終わりに、秋田県社会福祉協議会のますますの御発展と御活躍を祈念いたします。



「地域福祉推進委員会が 取り組む地域福祉の課題」



秋田県地域福祉推進委員会
委員長 本橋 豊

秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」）が設置している秋田県地域福祉推進委員会（以下「委員会」）は、秋田県内の地域福祉の諸課題について検討し、地域福祉向上に役立てる方策を考えていく委員会です。

県内の社会福祉関係者の方々が委員となり、老人・障がい者・母子・児童福祉などの領域を網羅して議論を進めています。本県においては児童虐待や高齢者虐待、DV被害、ワーキングプアの増大、自殺対策、高齢者の安全安心のための取り組みなどが、地域福祉の喫緊の課題となっています。

このような多様な課題への対応として、平成17年度から全県的に進めている地域福祉トータルケア推進事業があります。この事業は県社協と市町村社会福祉協議会が

一体となって展開している全国でも先駆的な地域福祉モデル事業であり、小地域ネットワーク活動の強化やCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の養成と資質向上などにおいて、成果をあげてきました。また、地域福祉活動計画（あきたの幸せ発展プラン）を見直し、県内の状況に即応した地域福祉活動の充実にも取り組んでおります。また、昨今では地域における「新たな支え合い」の確立や、「新しい公共」としてのNPOなどの多様な住民団体による地域づくりの推進などが、地域福祉の新たな方向性として注目され、今後そうしたところとの連携も検討課題となっております。

なお、委員会では、23年度、「精神障害に対する理解向上と早期発見・治療」、「児童相談所の機能強化」、「実態に合わせた地域包括ケアシステムの確立」などの課題を行政当局に政策要望として提出するなど、現場の声を反映する形で秋田県の福祉行政にも寄与しており、60周年を機に今後さらなる取り組みの充実を図っていききたいと考えます。

「秋田県社会福祉協議会設立60周年」

～最近10年のあゆみ～

この10年間は、社会福祉制度・政策の変革の時であり、また、市町村合併、大震災など、地域の環境が大きく変わった時でありました。その中で、秋田県社会福祉協議会（以下、「県社協」）では「地域福祉トータルケア推進事業」「災害ボランティアコーディネート」の養成、「福祉サービス第三者評価事業」の実施、さらに高齢者、障害者の権利擁護事業（日常生活自立支援事業、運営適正化委員会、福祉従事者の確保、民生委員活動の活性化、生活福祉資金の貸付など時代の要請に応じながら積極的に事業を展開してきました。

県社協が昭和27年5月の設立から60周年を迎えましたが、ここ10年の主な動きについて紹介いたします。

1. 地域の動き

ここ10年間、長引く経済不況と深刻な雇用情勢の悪化は県民の暮らしに大きな影響を及ぼしております。

また、先の国勢調査において全国一の高齢県に転じるとともに、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加など要援護世帯の方々も増え続けています。

さらに、地方分権の推進が日本の行財政改革のキーワードの1つと言われるなか、市町村の合併も地域に大きな変化をもたらしました。本県では合併前69から25市町村となり、特に市町村社協におい

ては、地域福祉の推進エリアの拡大に伴い、事業の見直しも余儀なくされました。

2. 市町村社協支援の動き

・市町村合併への支援

平成16年11月、県内トップをきって千畑町、六郷町、仙南村社会福祉協議会（以下、「社協」）が美郷町社協として誕生しました。県社協では、合併に向けて県内社協の認可手続きは無論のこと、組織、財政、事業、会費、職員体制等全般にわたる課題を当該社協と整理しつつ、平成16年～17年度で延べ200回にわたり市町村社協合併の円滑な移行に対し、支援を行いました。

・「地域福祉トータルケア推進事業」の立ち上げと推進

少子高齢化の進行や核家族化、低迷する経済情勢による生活不安、虐待、引きこもりなど生活福祉課題が拡大かつ多様化しています。これに対し、従来から取り組んできた小地域ネットワーク活動を基盤に、住民や地域が抱える課題解決に向け、「総合相談」「住民参加による支え合いの人づくり・地域づくり」を行う「地域福祉トータルケア推進事業」を平成17年度から市町村社協と協働で取り組みました。この事業を通じ、誰もが安心して暮らせる「福祉でまちづくり」をめざしております。

3. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の充実

利用者がサービスを主体的に選択できるよう、介護保険法を皮切りに、利用契約制度に改められ、サービスの自己決定を支援する仕組みとして地域福祉権利擁護事業が平成11年10月からスタートしました。県内では当初3地区にサポートセンターを設置し、認知症や知的・精神障害等により判断能力が低下してきている人への援助を行ってきましたが、利用・契約

件数の増加に伴い、段階的に3カ所のサポートセンターを増設し、事業の充実を図ってきております。

4. 雇用改善に向けた取り組み

平成19年のリーマンショックに端を発した世界金融危機を受けて、わが国でも雇用情勢が急速に悪化しました。国の雇用確保対策事業として本県でも平成21年度から3年間「福祉人材等求人開拓事業」をはじめとする「緊急雇用対策事業」を実施。就労コーディネート員の配置による事業所訪問を通して、求人の開拓を進め、3年間で6,433人の求人数を確保するなど大きな成果を上げております。24年度は、福祉従事者の求人開拓と定着化促進を図るため、新たな「福祉人材確保支援事業」に取り組んでいるほか、「介護職へのキャリア転換就労支援事業」などによる、離職者への就労支援にも取り組んでおります。

5. 生活福祉資金の動き

バブル景気崩壊後の長引く不況等を受け「リストラ対策」などの失業対策が社会問題化しております。国はその対策の一環として、「離職者支援資金」、高齢者が住み

慣れた自宅で長期に生活するため、土地を担保に貸付する「不動産担保型生活資金」、平成15年の「緊急小口資金」、平成19年の「要保護世帯向け長期支援資金」、また、平成23年3月11日の東日本大震災により被災された世帯等に対し福祉資金の特例貸付け（生活復興支援資金）を創設し、本会が窓口となり、第2のセーフティネットとしての役割を担ってきております。

6. 東日本大震災に対する県社協の取り組み

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖でマグニチュード9.0の巨大地震が発生。沿岸部では、津波による被害、また、福島第一原子力発電所の事故も重なり1万5千人以上が亡くなり、30万人以上が避難生活を余儀なくされました。

このため、甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県には全国の社協が支援に入りました。本県からも岩手県社協と大船渡市社協へ、延べ150名の県・市町村社協職員が派遣され、災害ボランティアセンターの運営等を支援しました。

県社協創設50周年以降の社協の主な動き

(平成15年以降の国の動き)		(平成15年以降の県内社会福祉協議会の動き)	
平成15年	障害者支援費制度施行 厚生労働省「2015年の高齢者介護」とりまとめ 「次世代育成支援対策推進法」成立 「少子化社会対策基本法」交付 「新障害者プラン」策定	・市町村社会福祉協議会強化発展研究委員会の開催 ・市町村社会福祉協議会合併協議会への財政支援始まる。 ・ふれあいのまちづくり事業への支援（二ツ井町・仙南村・山本町・由利町・大湯村） ・ふれあい・子育てサロン推進事業（全社協から受託） ・「長期生活支援資金」「緊急小口資金」の創設 ・介護支援資金貸付事業の受託・運営 ・「しあわせサポートプラン21」策定	
平成16年	「少子化社会対策大綱」決定 新潟県中越地震発生	・「小地域福祉コミュニティ推進研究委員会」「ケアマネジメント研究委員会」を設置し、地域の現状課題について調査・研究する。 ・「災害ボランティアコーディネーター養成研修会」開催 ・市町村社会福祉協議会合併協議会等への支援 ・「地域福祉トータルケア推進事業」役員会で承認される。 ・市町村合併始まる 美郷町（千畑町、六郷町、仙南村）	
平成17年	「個人情報保護法」施行 「身体障害者雇用促進法」改正 「介護保険法」改正（平成18年4月施行） （予防重視型システム、地域密着型サービスの創設） 「障害者自立支援法」公布（平成18年4月施行） 「高齢者虐待防止法」公布（平成18年4月施行） 合計特殊出生率が過去最低の1.26人	・「地域福祉トータルケア推進事業」モデル社協指定 湯沢市、美郷町、藤里町が指定される 19市町村社協（旧市町村単位で33社協）がトータルケア事業に取り組む。 19市町村社協にトータルケア事業の財政支援実施 ・「市町村地域福祉活動計画」策定への支援開始 ・あきた車いすリサイクル事業開始 ・「平成18年豪雪」により「秋田県災害ボランティア支援センター」設置除雪ボランティアを募集 ・第7回全国障害者スポーツ大会（わか杉大会）に向けたサポーター養成事業始まる	
平成18年	「公益法人制度改革関連法」成立 「認定こども園設置法」公布（平成18年10月施行） 「公益通報者保護法」施行	・秋田県社会福祉会館の指定管理を受ける ・「秋田県社会福祉協議会あり方検討会」設置 ・「地域福祉トータルケア推進事業」25市町村社協実施 役職員による市町村社協支援110回 ・トータルケア推進セミナーを藤里町で開催 ・第7回全国障害者スポーツ大会（わか杉大会）に向けて「ふれあい広場実行委員会」を組織） ・市町村社会福祉協議会連絡協議会設立 ・「災害時における社会福祉施設情報ネットワーク」を立ち上げ	
平成19年	コムスン問題発覚 新潟県中越沖地震発生 国連「障害者の権利条約」に署名 社会福祉福祉士及び介護福祉士法改正 老人福祉法改正	・豪雨災害で「災害ボランティア支援センター」設置 ・第7回全国障害者スポーツ大会（わか杉大会）「ふれあい広場」の設置・運営 ・「地域福祉権利擁護事業」能代山本地区サポートセンター設置 ・第三者評価事業始まる	
平成20年	「新待機児童ゼロ作戦」発表 後期高齢者医療制度の創設 リーマンショックによる金融危機	・「地域福祉実践研究セミナー」を日本地域福祉研究所と共催で藤里町で開催 ・緊急雇用対策のため「介護職へのキャリア転換就労支援事業」の受託 ・事務局機構を二部制にする（総務企画部・地域福祉部）	
平成21年	第4次介護保険事業計画スタート	・地域福祉推進委員会の組織再編 「地域支え合いの仕組みづくり検討委員会」「自治会区福祉推進事業検討委員会」「安心づくり検討委員会」の設置 ・地域福祉活動計画「あきたの幸せ・発展プラン」策定 ・緊急雇用対策のため①「福祉人材求人等開拓事業」 ②「複数事業所連携事業」③「職場体験事業」を受託 ・「地域福祉権利擁護事業」大仙・仙北地区サポートセンター設置	
平成22年	子ども子育てビジョン策定	・住民相互の有償による「生活支援ネットワーク事業」手引書作成 ・災害遺児愛護基金事業の実施（災害遺児愛護協会から移管） ・「地域福祉権利擁護事業」鹿角地区サポートセンター設置	
平成23年	東日本大震災（平成23年3月11日） 障害者虐待防止法成立	・3月17日「秋田県災害支援ボランティアセンター」設置 支援ボランティアの募集・登録を行い被災地支援に努める 市町村社協と協働し災害ボランティアコーディネーターを被災地に派遣 ・地域福祉を担うコミュニティソーシャルワーカーの養成終了 全県で154名が研修終了 ・「東日本大震災」への支援 災害支援ボランティアの登録、被災地支援ボランティアバスの運行バス66台、延べ1610名の派遣 岩手県災害ボランティアセンター、大船渡市災害ボランティアセンターへの支援	
平成24年	障害者総合支援法の成立 介護保険法等の一部改正 法成立（24年度4月施行） （地域ケアシステムの推進、24時間対応型の定期巡回サービス等）	・「あきたの幸せ・発展プラン」の補完版策定 ・「地域福祉権利擁護事業」中央地区サポートセンター専門員増員	

障害者虐待防止法の施行と秋田県における虐待防止体制について

秋田県健康福祉部障害福祉課

◆はじめに

平成23年6月17日に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が議員立法により国会において可決、成立し、平成24年10月1日から施行されることとなりました。

今回は、障害者虐待防止法の施行に向けて、制度の概要及び県内における体制整備の状況等について紹介します。

◆制定の背景

障害者虐待防止法の制定の背景には、障害者虐待事件が後を絶たず社会問題化しているという事実があります。「水戸アカス事件」（職場での知的障害者に対する身体的・性的虐待）、「滋賀サン・グループ事件」（職場の上司から知的障害者に対する経済的・身体的

虐待）、「福岡カリタスの家事件」（知的障害者施設の職員による身体的虐待）などこれまでに大きく報道された事件以降も、施設や職場における虐待が後を絶たず、また、家庭や学校など日常生活の至る所で障害者の尊厳を傷つける事例または虐待を生じさせるリスクが数多く存在していると言われています。

障害者基本法や障害者自立支援法など、既存の法令等においても、障害者虐待の防止や障害者の権利擁護に係る規定は存在していましたが、本法により、障害者虐待防止等に係る国や地方公共団体、住民等の責務が明示されました。また、制度としては、児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）（平成12年）、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）（平成13年）、

高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）（平成17年）に次ぐ虐待防止法の整備となりましたが、これまでの児童・配偶者・高齢者といった年齢やライフステージに限定したものではなく、障害者に定義される者は年齢等に関わらず原則的に支援等の対象とすることとされました。

◆法律の概要

障害者虐待防止法は、障害者虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立や社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益を養護することを目的とし（第1条）、国や地方公共団体等に障害者虐待を防止するための責務等を課するとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。

対象となる障害者とは障害者基

本法第2条第1号に規定する障害者と規定されています。このため、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）など心身の機能の障害がある者以外の、例えば障害者手帳を取得していない場合も含まれることとなり、児童虐待防止法が適用される18歳未満の児童や高齢者虐待防止法が適用される65歳以上の高齢者も定義上含まれることとなります。

また、高齢者虐待防止法と同様に、障害者本人に加え、家族や親族など障害者を養護する者も支援の対象とすることが大きな特色です。

◆虐待の定義等

障害者虐待防止法では、障害者虐待に該当する行為を、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放置・放任（いわゆるネグレクト）及び⑤経済的虐待の5行為とし、虐待が発生する状況等から障害者虐待を「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」、「使用者による障害者虐待」の3つに分類して

います。

「養護者による障害者虐待」とは、障害者の身辺の世話や介助、金銭管理を行う家族や親族等が行う虐待であり、経済的虐待のみ障害者の親族による行為が含まれます。なお、18歳未満の障害児に対する養護者の虐待に係る通報や通報に対する対応については、児童虐待防止法が適用されます。

「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者自立支援法等に規定する障害者支援施設または障害福祉サービス事業所等の業務に従事する者が行う虐待をいいます。高齢者関係施設に入所する障害者（65歳未満の者を含む。）に対する虐待には高齢者虐待防止法が、児童福祉施設に入所する児童等に対する虐待には児童虐待防止法が適用されます。

「使用者による障害者虐待」とは、障害者を雇用する事業主等が行う虐待で、上記2つの虐待と異なり、年齢に関わらず障害者虐待防止法が適用されます。

また、これらとは別に、学校、病院及び保育所等の長には職員等

に対する研修の実施や普及啓発、相談体制の整備など虐待を防止するための措置を講ずるよう規定されていますが、通報義務や市町村による立入調査権、虐待情報の公表等の対象外となっています。個別の虐待防止法の適用関係については、資料1を参照してください。

◆国等の責務等

障害者虐待防止法では、障害者虐待を発見した人に通報義務を課しています。それに対応する形で、先で述べた3つの虐待について、通報を受け、調査、支援等を行う実施機関を定めています。具体的には養護者、障害者福祉施設従事者等による虐待は市町村が通報先となり、使用者による虐待は市町村または都道府県が通報先となります。（資料2参照）

通報を受けた市町村及び都道府県には通報義務者に係る情報の守秘義務があり、その違反に対しては罰則が規定されるなど、通報者の保護が担保されています。また、市町村に家庭への立入調査権や養

護者の面会制限等の権限が付与されているほか、市町村の担当部署等が「市町村障害者虐待防止センター」を、都道府県の担当部署等が「都道府県障害者権利擁護センター」の役割を果たすこととされています。（具体的な役割等につ

いては次項参照）
市町村、都道府県の具体的な役割と責務
障害者虐待防止法では、市町村に次の役割と責務を定めています。

資料1

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設				企業	学校 病院 保育所	
		障害者自立支援法		介護保険法等	児童福祉法			
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設	障害児入所施設等			相談支援事業所等
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) ※			—	改正児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	適用法令なし ※障害児相談支援事業所については、障害者虐待防止法の省令で規定することを検討		
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	— 【特定疾患40歳以上】	【20歳まで】 —	—	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	—		

※養護者への支援は18歳未満の場合でも障害者虐待防止法
なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

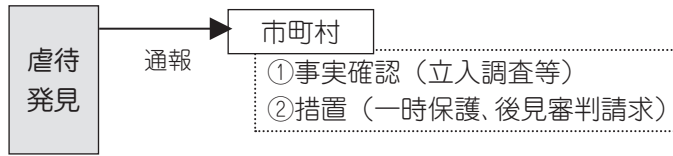
出典：「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

資料2

障害者虐待防止のスキーム

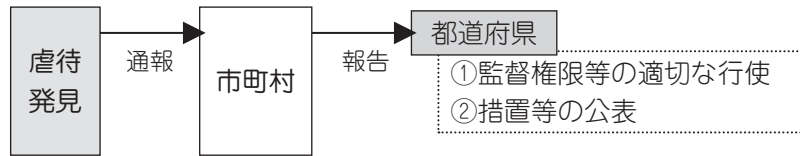
養護者による障害者虐待

[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保



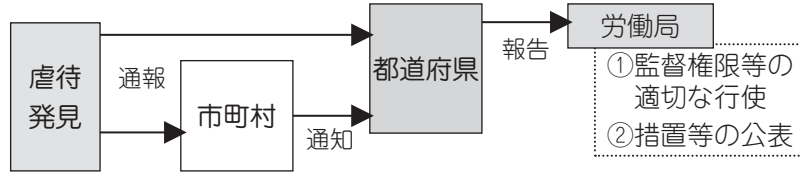
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施



使用者による障害者虐待

[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施



- ①通報、届出を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、事実確認等
- ②虐待を受けた障害者の一時保護措置
- ③成年後見制度の利用開始に関する審判の請求
- ④立入調査の実施、警察署に対する援助要請
- ⑤養護者の面会制限
- ⑥養護者に対する支援（相談、指導、助言等）
- ⑦障害者福祉施設等従事者による虐待に係る通報または届出受理時

の事実確認、都道府県への報告
⑧使用者による障害者虐待の通報または届出受理時の都道府県の通知など。

また、市町村の障害福祉担当部局または設置する施設が、法に定める「市町村障害者虐待防止センター」としての機能を果たすこととされており、

①障害者虐待防止に係る通報または届出の受理

②養護者による障害者虐待の防止及び虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導等

③障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、啓発の業務を行うこととなります。

次に、都道府県には次の責務と役割が定められています。

- ①障害者福祉施設、障害福祉サービス事業等に対する社会福祉法等に基づく監督権限の行使
- ②障害者福祉施設従事者等による虐待に係る措置等の公表
- ③使用者による障害者虐待の都道府県労働局への報告など。

また、都道府県の障害福祉担当部局または設置する施設が、法に

定める「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすこととされており、

①使用者虐待に係る通報または届出の受理

②市町村が行う措置に関する調査、情報提供等

③障害者及び養護者支援に関する相談、情報提供、助言等の業務を行うこととなります。

また、市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターのいずれも、その業務の全部または一部を委託することが可能となっています。

◆県内の体制整備状況等

県では、平成24年3月に、障害者虐待防止に関する基礎知識の習得や障害者の権利擁護に関する意識啓発、市町村等の虐待防止体制整備を促進するため、「障害者虐待防止・権利擁護研修」を秋田県社会福祉協議会に委託し開催しました。本研修では、市町村担当職員、障害福祉施設等の管理者等、相談支援事業所職員など108名が受講し、障害ゆえに生じる虐待

構造や障害特性に応じた支援方法等について学ぶとともに、虐待想定事例に基づく演習により、虐待事案が発生した際の対応方法等について学びました。

県が平成24年9月に実施した各市町村の体制状況調査では、県内25市町村のうち、24市町村が直営で、1町が委託により市町村障害者虐待防止センターを設置すると回答しておりますが、法施行にあたっては、全市町村で滞りなく体制整備が進められることに加え、法の周知、特に住民への通報義務の周知徹底などが急務となっております。

なお、県障害者権利擁護センターについては、県障害福祉課内（県本庁2階）に設置し、同課職員がその業務に携わる予定となっております。（資料3）

◆今後の体制構築に向けて

障害者虐待防止の取り組みは、福祉の場面だけで発生するとは限りません。法施行後は、障害者自立支援協議会や障害者福祉施設、相談支援事業所等と適切に連携す

ることはもちろん、広く労働や教育分野との連携や、高齢者虐待や児童虐待など既存の制度との調整を図りながら、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、体制整備や支援体制の強化に努めていく必要があります。

また、国では、各自治体に障害者虐待の状況調査を予定しており、今後は、各市町村の虐待の傾向や件数、対応状況などが明らかになってくることと思われます。市町村、障害者福祉施設等、障害者雇用を行う事業所等においては、国が提示した障害者虐待防止マニュアル「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」などを参考として、地域における障害者虐待防止のための体制整備を着実に推進するとともに、関係職員や地域住民等の意識醸成等を図っていく必要があります。



資料3

○市町村障害者虐待防止センター一覧（予定を含む。）

	名称（設置場所）	所在地	電話番号
秋田市	秋田市障がい者虐待防止センター	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号	018-866-8835
能代市	福祉課ふれあい福祉係障害者虐待防止担当	〒016-8501 能代市上町1番3号	0185-89-2152
横手市	横手市障害者虐待防止センター	〒013-0023 横手市中央町8番2号	0182-35-2132
大館市	大館市障害者虐待防止センター（仮称）	〒017-0897 大館市字三ノ丸103番地4	0186-43-7052
男鹿市	男鹿市福祉事務所	〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66番地1	0185-24-9120
湯沢市	湯沢市障害者虐待防止センター	〒012-0824 湯沢市佐竹町3番37号	0183-73-2111(内517)
鹿角市	鹿角市障害者虐待防止相談窓口	〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪50番地	0186-30-0238
由利本荘市	由利本荘市障がい者虐待防止センター	〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地	0184-24-6314
潟上市	潟上市障害者虐待防止センター	〒018-1401 潟上市昭和久保字堤の上1番地3（市役所社会福祉課内）	018-855-5112
大仙市	大仙市健康福祉部生活支援課	〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号	0187-63-1111
北秋田市	北秋田市健康福祉部福祉課障がい福祉班	〒018-3392 北秋田市花園町19番1号	0186-62-6637
にかほ市	にかほ市障害者虐待防止センター	〒018-0492 にかほ市平沢字鳥ノ子沢21	0184-32-3034
仙北市	仙北市障がい者虐待防止センター	〒014-0592 仙北市西木町上荒井字古堀田47	0187-43-2288
小坂町	小坂町障害者虐待防止センター	〒017-0201 小坂町小坂字上前田7-1	0186-29-2950
上小阿仁村	上小阿仁村障害者虐待防止センター	〒018-4494 上小阿仁村小沢田字向川原118番地（役場住民福祉課内）	0186-77-2222
藤里町	藤里町障害者虐待防止センター	〒018-3201 藤里町藤琴字三ッ谷脇40	0185-79-2848
三種町	三種町障害者虐待防止センター	〒018-2401 三種町鶴川字岩谷子8（役場福祉課内）	0185-85-2190
八峰町	八峰町障害者虐待防止センター	〒018-2502 八峰町峰浜目名湯字目長田118	0185-76-4608
五城目町	五城目町障害者虐待防止センター	〒018-1792 五城目町西磯ノ目一丁目1-1	018-852-5128
八郎潟町	八郎潟町障害者虐待防止センター	〒018-1692 八郎潟町字大道80	018-875-5808
井川町	井川町障害者虐待防止センター	〒018-1596 井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1（役場内）	018-874-4417
大潟村	大潟村役場住民生活課	〒010-0494 大潟村字中央1-1	0185-45-2114
美郷町	美郷町障害者虐待防止センター	〒019-1541 美郷町土崎字上野乙170番地10	0187-84-4907
羽後町	羽後町障害者虐待防止センター	〒012-1103 羽後町林崎字五林坂21-1	0183-62-5312
東成瀬村	東成瀬村地域包括支援センター	〒019-0801 東成瀬村字子内字仙人下30-1	0182-47-3405

○県障害者権利擁護センター

名称（設置場所）	所在地	電話番号
秋田県障害者権利擁護センター （秋田県健康福祉部障害福祉課内）	〒010-8570 秋田市山王4丁目1番1号	018-860-1331

皆様の善意

【平成24年7月～8月末】

◎一般金銭預託◎

・秋田県ヤクルト連合会 様
400,000円

・第一会館 様
23,900円

◎指定金銭預託◎

・秋田県商工会女性部連合会 様
10,000円

・社会福祉法人遊心苑 様
17,000円

◎東日本大震災義援金へ

◎物品預託◎

・大相撲秋田場所実行委員会 様
大相撲招待券530枚

・県内の老人・障害者福祉施設
35カ所へ

・有限会社大都 様

・秋田市内児童養護施設へ

災害遺児愛護基金事業関係

◎災害遺児愛護基金事業金銭預託◎

・秋田春光懇話会 様
16,300円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉への御寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
総務企画部
秋田市旭北栄町1-5
Tel 018-864-2711



秋田県ヤクルト連合会様からの寄附金贈呈式

★ NEW ★

もっと頼れる医療保険

新EVER

エヴァー

■月払保険料[団体取扱]スタンダードプラン
(定額タイプ)入院日額5,000円+総合先進医療特約
保険期間：終身(総合先進医療特約は10年更新)
保険料払込期間：終身(総合先進医療特約は10年更新)

契約日の 満年齢	男 性	女 性
0 歳	1,457円	1,418円
10	1,528	1,545
20	1,735	1,859
30	2,076	2,121
40	2,709	2,449
50	3,758	3,175
60	5,486	4,449
70	8,262	6,546
80	12,121	9,622

(2012年5月現在)

※保険料は、被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。

※(総合先進医療特約)の更新後の保険料は、更新時の被保険者の満年齢・保険料率により決まります。

商品の詳細につきましては「パンフレット(契約概要)」をご覧ください。

頼れる

1 病気(がんを含む)もケガも一生保障します!

保障は途切れることなく一生続きます。
1泊2日はもちろん、日帰り(1日)入院も保障し、1回の入院は、最高60日まで保障します。

頼れる

2 日帰り入院後の通院から保障します!

日帰り(1日)入院後の「通院」も保障。短期入院後の通院治療を安心して受けられます。
(スタンダードプランの場合)

頼れる

3 約1,000種の手術を保障します!

「入院ありの手術」はもちろん、「入院なしの手術」や放射線治療を受けたときも保障します。
健康保険制度が適用されない先進医療を受けたときには、一時金をお支払いします。



総合先進医療特約
を付加した場合
先進医療にかかる技術料のうち、
自己負担した金額と同額をお受取りいただけます。
高額になる場合の先進医療の自己負担にも備えられます!

お支払い限度額
通算2,000万円
まで!

*先進医療の保障の対象は、治療を受けた時点で厚生労働大臣の定める先進医療に該当する治療となり、先進医療を実施している医療機関は、医療技術ごとに異なり、限定されています。保障対象となる先進医療および先進医療を実施している医療機関は変更となる可能性があります。

頼れる

4 ニーズに合わせて、プランが選べます!

【スタンダードプラン】・・・病気・ケガの「入院・手術」、さらに「通院」も保障します。

【ベースプラン】・・・病気・ケガの「入院・手術」を保障します。

ご契約いただいた方にもれなくまねぎね3ダックプレゼント!



●募集代理店



ナカイ株式会社

秋田支店 〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

●引受保険会社



アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)

秋田支社 〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田3F
TEL: 018-863-9723 FAX: 018-863-9448

AF041-2012-0035 6月11日

全国200万人加入!!

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

Aプランで
死亡1,400万円
入院7,000円、通院4,100円
賠償責任5億円(限度額)
を補償

活動場所と自宅
との往復途上の
事故も補償

ボランティア活動
のための
学習会・会議など
での事故も補償

ボランティア自身の
食中毒・熱中症・
特定感染症もOK



	基本タイプ	天災タイプ
年間	Aプラン 280円	490円
保険料	Bプラン 420円	720円

◇天災タイプは基本タイプ+地震・噴火・津波を補償

*各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄りの社協にお問い合わせください。

ボランティア行事用保険

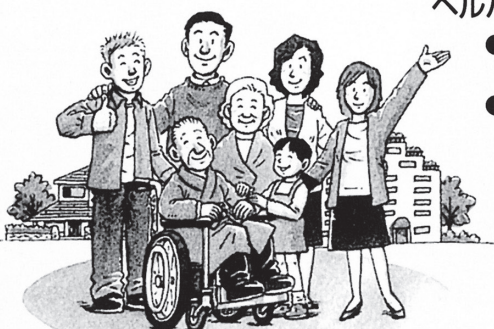
地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 地域福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など



送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したプラン

お申込み、お問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社
TEL: 03(3231)7545

じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



～赤い羽根共同募金運動が始まります～

毎年、赤い羽根共同募金に多くの御協力をいただきありがとうございます。今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。

今年で66回目を数える共同募金運動は、12月31日までの期間中、全国一斉に行われます。

地域で集められた募金は、地域の高齢者の居場所づくりや子育て支援、障害者の就労支援などの事業に活用されます。

また、今年度は「災害時に地域みんなで助かるための活動」を対象とした、重点テーマ助成を行います。



昨年度の募金運動の様子（横手市）

今年度秋田県目標額
210,926,000円



赤い羽根共同募金

10月1日(月)～12月31日(月) www.akaihane.or.jp



ます。この助成では、県内3市の社会福祉協議会が行う地域での避難訓練や、災害時に必要となる機材の整備などの事業への助成を計画しています。

こうした活動のほかにも、火災・風水害の被災世帯への見舞金など、地域の皆様が安心して暮らしていけるようにするためにも共同募金は役立てられています。

今年も「じぶんの町を良くするしくみ」赤い羽根共同募金運動へのご理解・ご協力をお願いいたします。

＊【今年度運動標語】

「ありがとう あなたの思い 赤い羽根」

(湯沢市立湯沢南中学校1年 川口茉莉さん)

県内の中学生から応募された16校76点の標語から最優秀賞を決定しました。

＊【ポスター題字】

書道家 佐藤佳奈さん(秋田県在住)

ありがとうの気持ちと共に、巡り巡って自分のところに戻ってくる募金の仕組みをイメージし、題字を書いていただきました。

平成24年度秋田県版ポスター